

事業所防災リーダー通信 2026 Vol.11

事業所防災リーダーのみなさまへ、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。



「一時滞在施設」の役割を知る



15年前に発生した東日本大震災では、会社員や学生だけではなく買い物客や外出中の人々も帰宅困難者になりました。

大きな地震が起きた後は、交通機関が止まるだけではなく、救命や救助を優先するため、余震等で二次被害にあわないためにもむやみに移動せず安全なところに待機することが推奨されています。企業や学校に留まることができない、買い物客など行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れる場所が「一時滞在施設」です。

Q&A

Q1 事業所・店舗も一時滞在施設になることができますか？

A できます。

区市町村ごとに要件は異なりますが、協定を結ぶことによって民間の事業所・店舗も一時滞在施設になれます。

Q2 事業所・店舗が一時滞在施設になるためにはどんなことが必要ですか？

A 帰宅困難者用の「スペースと備蓄」が必要となります。

まずは従業員分について3日分の備蓄を備えましょう。一時滞在施設には、この従業員用の備蓄に加えて「帰宅困難者用の備蓄」も必要となります。また、待機するためのスペースも必要です。



<一時滞在施設における過去の課題事例>

- ①マニュアルや運営体制の未整備 …施設の实情に合わないマニュアル活用、担当者間引き継ぎ不足
- ②備蓄の偏り&不足 …飲料水・トイレはあるが食料や毛布不足、備蓄スペースの確保により、平常業務の両立が困難
- ③訓練・教育の機会不足 …要配慮者への対応不安、従業員と避難者の動線が重なる
- ④施設の物理的制約 …バリアフリー対応が不十分で要配慮者の受け入れに課題、プライバシー確保が困難
- ⑤連携・情報不足共有不足 …行政との連携体制不明確、地域住民との関係が希薄

Q3 一時滞在施設に興味はあるのですが、資金的に厳しいです。どうすればいいのでしょうか？

A 東京都からの支援制度が使えます。

東京都では、民間の一時滞在施設に対して支援制度を設けています。「詳細は以下のQRコード」をご確認ください。備品の購入やハード面での整備に関わる費用について一部補助を行っています。一時滞在施設にご関心がある場合はぜひ活用を検討ください。

★民間一時滞在施設に対する支援制度について★

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1006430/index.html



東京事業所
防災実践
マニュアル
はこちら



※出典元「東京事業所防災実践マニュアル」 P144～P149「4.一時滞在施設の役割について理解すべし」より

東京都からのお知らせ

“Coming Soon” 【企業防災アドバイザー支援事業】 応募を近々開始します!!

リーダーのみなさま、防災に関することで、お困りごとはないでしょうか？ 防災専門アドバイザーによるアドバイスやセミナーで解決のお手伝いをします。詳細は以下をご確認ください。

なお、応募を開始しましたら改めてご連絡します。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1028256/index.html

